

令和6年度 後期高齢者 医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方、または一定の障がいのある65歳以上の方を対象とした医療保険制度です。

令和6年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に郵送します。保険料額は、秋田県後期高齢者医療広域連合が令和5年中の所得に応じて決定しています。

	令和5年度	令和6年度
均等割額	44,310円	45,260円
所得割率	8.27%	9.02%※1
限度額	66万円	80万円※2

令和6年度は保険料の均等割額、所得割率、限度額が改定されました。

※1 令和6年度に限り、令和5年中の所得（総所得金額－43万円）が58万円を超えない場合は8.35%

※2 令和6年度に限り、①昭和24年3月31日以前に生まれた方、②令和6年度中に障害認定により資格取得された方（障害認定後、令和6年度中に75歳となり県内に住所を有さなくなった方を除く）は73万円

●保険料の納め方 特別徴収

年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

●普通徴収

納付書または口座振替で納めます。保険料を納付書で納めている方は、納め忘れの心配がなく、納付の手間を省ける口座振替をお勧めします。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円以下の方、老齢福祉年金のみ受給中の方などです。

※年度途中に納付対象となった方は、郵送する納付書で納めてください。



●口座振替への変更

市内各金融機関や市役所で随時申し込みできます。

●特別徴収の方

金融機関で手続きの後、本人控えを本庁舎①④番窓口または二ツ井町庁舎②番窓口にお持ちください。

●普通徴収の方

申し込み月の翌月分から口座振替になります。

※確定申告の社会保険料控除について、特別徴収の場合、社会保険料控除は本人分となります。普通徴収の場合、本人または生計を一にした親族などが控除対象となり、口座振替の場合は、口座名義人が控除対象となります。

●納付が困難な場合は

災害や失業により著しく所得が減少した場合など、特別な事情により生活に困窮していると認められるときには、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

●問合せ

市民保険課 Tel 89・2159
地域局市民福祉課 Tel 73・2114

令和6年度の後期高齢者医療保険料

年間保険料額
(限度額80万円)

=

均等割額
45,260円

+

所得割額
(5年中の総所得金額－43万円) × 9.02%

※総所得金額は総収入額から必要経費や公的年金控除を引いた金額

保険料が軽減される場合があります

①所得が低い世帯の方

被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

②社会保険などの被扶養者であった方

所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。(制度加入後2年間のみ適用)

〈軽減後の均等割額〉

世帯主と被保険者の総所得金額などが下記の基準を超えない世帯	令和6年度から	
	軽減割合	均等割額
43万円 + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円	7割	13,578円
43万円 + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円 + 29万5千円 × 世帯の被保険者数	5割	22,630円
43万円 + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円 + 54万5千円 × 世帯の被保険者数	2割	36,208円

各種受給者証などの 更新時期です

8月1日(木)からは新しい証を医療機関
に提示してください。

問合せ 市民保険課 Tel.89-2159
地域局市民福祉課 Tel.73-2114

後期高齢者医療

新しい被保険者証を7月31日(水)
までに郵送します

●後期高齢者医療被保険者証
新しい被保険者証は、薄赤色
(つすあかいいろ)です。

令和5年中の所得に応じて、
医療機関で支払う自己負担割合
が1割から3割となります。

●後期高齢者医療限度額適用
・標準負担額減額認定証
令和6年度市民税非課税世帯
の方へ申請により交付します。
対象の方には申請書を郵送し
ます。

●現在お持ちで、8月以降も対
象となる方へは、被保険者証
と一緒に認定証を郵送します。

●後期高齢者医療限度額
適用認定証
自己負担割合が3割の方で、
所得要件に該当する方へ申請に
より交付します。

対象の方には申請書を郵送し
ます。

●現在お持ちで、8月以降も対
象となる方へは、被保険者証
と一緒に認定証を郵送します。

●後期高齢者医療限度額
適用認定証
自己負担割合が3割の方で、
所得要件に該当する方へ申請に
より交付します。

対象の方には申請書を郵送し
ます。

●現在お持ちで、8月以降も対
象となる方へは、被保険者証
と一緒に認定証を郵送します。

対象の方には申請書を郵送し
ます。

●現在お持ちで、8月以降も対
象となる方へは、被保険者証
と一緒に認定証を郵送します。

対象の方には申請書を郵送し
ます。

●対象

・乳幼児（未就学児）および小
中高生等

・ひとり親家庭の児童生徒等

・身体障害者手帳1～3級また
は療育手帳Aをお持ちの社会
保険本人

・65歳以上で身体障害者手帳4
～6級をお持ちの方

※対象区分によっては所得制限
があります。制限額を超えて
対象とならない方には、非該
当通知を送ります。

●手続きが不要な方

令和5年中の所得確認がで
き、引き続き該当となる方には、
新しいマル福カードを7月31日
(水)までに郵送します。

●手続きが必要な方

・新たに対象となる方

・令和5年中の申告状況や所得
確認ができない方

※手続きが必要な方には、後日
郵送で通知します。



福祉医療費受給者証（マル福カード）

1次の方はご相談ください

●65歳以上で、身体障害者手帳
4～6級をお持ちの、マル福
カードを持っていない方

国民健康保険や社会保険など
の被扶養者の方で、ご本人や同
一世帯のご家族の所得金額が基
準額を超えていなければ、マル
福カードを交付し、医療費の自
己負担額を全額助成します。

●精神障害者保健福祉手帳1級
の交付を受けており、自立支
援医療（精神通院）の支給認
定を受けている方

令和6年8月から新たに、重
度心身障害（児）者の対象とな
ります。ただし、対象者が社会
保険本人の場合は所得制限があ
ります。

●健康保険証の社会保険本人を
お持ちの18歳までの方

乳幼児（未就学児）および小
中高生等、ひとり親家庭の児童
生徒等に該当し、社会保険本人
の場合は新たに対象となります
（18歳の年度末まで）。健康保
険証をお持ちになり、窓口で申
請してください。

●健康保険証の社会保険本人を
お持ちの18歳までの方

乳幼児（未就学児）および小
中高生等、ひとり親家庭の児童
生徒等に該当し、社会保険本人
の場合は新たに対象となります
（18歳の年度末まで）。健康保
険証をお持ちになり、窓口で申
請してください。

●健康保険証の社会保険本人を
お持ちの18歳までの方

乳幼児（未就学児）および小
中高生等、ひとり親家庭の児童
生徒等に該当し、社会保険本人
の場合は新たに対象となります
（18歳の年度末まで）。健康保
険証をお持ちになり、窓口で申
請してください。

●健康保険証の社会保険本人を
お持ちの18歳までの方

乳幼児（未就学児）および小
中高生等、ひとり親家庭の児童
生徒等に該当し、社会保険本人
の場合は新たに対象となります
（18歳の年度末まで）。健康保
険証をお持ちになり、窓口で申
請してください。

●健康保険証の社会保険本人を
お持ちの18歳までの方

乳幼児（未就学児）および小
中高生等、ひとり親家庭の児童
生徒等に該当し、社会保険本人
の場合は新たに対象となります
（18歳の年度末まで）。健康保
険証をお持ちになり、窓口で申
請してください。

●訪問看護を利用している方

訪問看護ステーションを利用
した際に支払う医療費自己負担
額（保険適用分）を助成します。
今回の更新の有無に関わらず、
8月からはマル福カードを提示
してください。

●訪問看護を利用している方

訪問看護ステーションを利用
した際に支払う医療費自己負担
額（保険適用分）を助成します。
今回の更新の有無に関わらず、
8月からはマル福カードを提示
してください。

【県外での受診時に注意！】

県外の医療機関で受診した場
合は、医療機関へ自己負担額を
支払った後に、市役所への申請
により、後日振り込みで医療費
の自己負担分をお返しします。

●訪問看護を利用している方

訪問看護ステーションを利用
した際に支払う医療費自己負担
額（保険適用分）を助成します。
今回の更新の有無に関わらず、
8月からはマル福カードを提示
してください。

●訪問看護を利用している方

訪問看護ステーションを利用
した際に支払う医療費自己負担
額（保険適用分）を助成します。
今回の更新の有無に関わらず、
8月からはマル福カードを提示
してください。

●訪問看護を利用している方

訪問看護ステーションを利用
した際に支払う医療費自己負担
額（保険適用分）を助成します。
今回の更新の有無に関わらず、
8月からはマル福カードを提示
してください。

●訪問看護を利用している方

訪問看護ステーションを利用
した際に支払う医療費自己負担
額（保険適用分）を助成します。
今回の更新の有無に関わらず、
8月からはマル福カードを提示
してください。

●訪問看護を利用している方

ご注意ください！

市職員が各家庭を訪問し、古い被保
険者証などを回収することはありません。
古い証は自身ではさみなどで裁断
して破棄してください。

不審な訪問を受けた場合は、古い証
は渡さずに、ご連絡ください。